

素材生産を推進するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則第3条第2項に規定する理事長が資金の借入当初から特に必要と認めた場合の取扱について

平成28年3月17日独信基304平成27年度第225号

素材生産を推進するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則（以下「特例細則」という。）第3条第2項に規定する理事長が資金の借入当初から特に必要と認めた場合とは、特例細則に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保証を受けようとする林業者が、次に掲げる場合において、当初から5年を超える長期運転資金の借入を必要とし、これを認めることによってその経営が維持され、経営の安定・発展に資すると認められる場合をいうものとする。

- ① その行う事業の生産期間、資金回収期間等の実態から5年を超える資金を必要とする場合
- ② 景気の変動、その行う事業の規模の拡大等に伴い5年を超える資金を必要とする場合
- ③ その行う事業の資本構成の是正、資金繰りの安定化等を図るため5年を超える資金を必要とする場合
- ④ その行う事業が天災、火災等の災害を受けた場合（当該災害の発生した日から6月以内の間に信用基金に対し保証の依頼をする場合に限る。）

附 則

この取扱は、平成28年4月1日から実施する。